

# カントと人間の尊厳の根拠

## ——人間性と意志の自律——

蔵田伸雄

### 1 人間の尊厳という価値—問題設定

洋の東西を問わず、かつて「尊厳」という語は、身分の高い者に帰属する価値という意味をもっていた。Dignitas という語を用いる場合も、また「尊厳」という漢語を用いる場合も事情は同じである。だが人間性のうちに尊厳を見るカントの立場では、尊厳という価値は身分や地位を問わず、すべての人に普遍的に備わるものだと考えられている。<sup>1</sup> 現代において、人間の尊厳という価値が身分に関わりなく、すべての人に帰属する価値として考えられるに至った過程でカントが果たした役割は決して小さなものではない。今日では思想史的な議論においても、あるいは様々な現実的問題に関する議論においても、「人間の尊厳」という規範的概念はカントに由来するとされることが多い。

この「人間の尊厳」という価値は種々の法律や条約、あるいは世界人権宣言などの国際的な規範の中で明文化されており、それはすべての人に内在する価値であると考えられている。「人間の尊厳」という価値は、人権の基礎になるとも考えられているが、逆に権利の主体には尊厳という価値を認めなければならぬということになる。

しかし、そもそも「人間の尊厳」という価値の規範的妥当性はどのようにして正当化されるのだろうか。それに対するカントの答えは、「人間の尊厳」という価値の根拠は、人間が道徳的に行行為する可能性、つまり「意志の自律」の

---

1 どれほど身分の低い者であっても、道徳的に行行為することが可能である限り、高い価値を認められることになる。

可能性にあるということになる。「意志の自律」とは「普遍的道徳法則ともなりうる格率を自らの格率として採用して、それに従って行為すること」を意味すると同時に、「自然必然性から自由に、理性のみによって意志を規定すること」でもある。そしていわゆる「批判期」のカントにとって、人間は自然必然性から一そして決定論・運命論から一自由でありうるか、つまり「超越論的自由」は可能かという問いは、『純粹理性批判』の第三アンチノミーに見られるように重要な課題であった。カントはこの課題に対して、「意志の自律」を「自然必然性から自由な、理性による意志の規定」として捉えることによって答えている。つまり「意志の自律」の事実こそが、超越論的自由が可能であることを示している。そして人間の尊厳という価値は、このような人間の「意志の自律」と理性の「自由」に基づいている。つまりカントは自律と「自然必然性からの自由」、そしてそれを可能にする人間の能力に人間の尊厳の根拠を見ていた。人間の尊厳という価値の根拠に関して、カントはこのような形而上学的な答えを与えていた。

またカントは人間の尊嚴を「人間性」に見るが、「人間性」一人間であること一とは、道徳的な意志規定、つまり自然必然性から自由な意志の規定の可能性（あるいは能力）をもつということを意味している。「目的自体」とも見なされる、「各人格の内なる人間性」とは、このように自然必然性からの独立が可能であることを含意している。

本稿では『道徳形而上学の基礎づけ』を主なテキストとして、以上のような点について考察することを通じて、「人間の尊嚴」という価値の形而上学的な根拠と性格とを明らかにしてみたい。本稿では、まずカントが「目的自体」として考えているものは「人間性」であることを確認する。次に「人間性」とは、意志の自律の可能性、つまり普遍的立法の主体となりうること、さらに自然必然性から自由な、理性のみによる意志の規定が可能であることを含意していることを示す。さらに自律的な意志である「善意志」について簡単に確認する。最後に、このような「人間性」は個々の（個体としての）人間に内在するだけではなく、類としての人類に普遍的に備わるものであり、「人間性」の価値であ

る「尊厳」もまたすべての人に普遍的に備わる価値であることを述べてみたい。

## 2 目的自体であり、尊厳を持つのは人間性

一般にカント倫理学は、人格 Person の価値に基づく倫理学であり、<sup>2</sup>カントは各人格には「尊厳 (Würde)」という価値が備わっていると主張したとされることが多い。つまりカントは「すべての個人は〈尊厳〉という価値を持ち、〈目的自体 (Zweck an sich)〉として、その価値を尊重される」と主張したと理解されている。確かにカントは「人間や、あらゆる理性的存在者は一般に目的自体として実在する」と述べている (Gr. IV. 428)。<sup>3</sup>この原理はカント自身によって、「目的自体の原理」と呼ばれているが、これは他者とさらには自己を、利己的な目的や欲求充足のための「単なる手段」として用いてはならないということを含意している。つまり「目的自体の原理」は、「個々人を何らかの目的のための単なる手段として用いてはならない」と命じる規範的原理であり、各人格を「目的自体」として、道徳的配慮の対象とすることを命じていると考えられる。

また「目的自体としての人間性・理性的本性」という原理は、「あらゆる人の行為の自由を制限する最高の条件」(Gr. IV. 430) だと言われている。つまり「人間性」は「目的自体（である自他の人格の内なる人間性）を単なる手段としてのみ用いてはならない」という形で、各人の行為や、意志の自由を制限する原理となる。各人格は単なる手段として用いてはならないものである「目

2 カント倫理学においては、道徳性は人格の尊重を基礎としているという点について詳細に論じたものとしては以下の文献がある。新田孝彦「人格の尊厳—カントにおける道徳性の基礎概念—」日本哲学会『哲学』第34号、1984、pp. 117–127

3 次のようにも言われている。「すべての理性的存在者は〈自己自身と他のすべての理性的存存者を、決して単に手段として扱うべきではなく、目的自体として扱うべきだ〉という法のもとにある。」(Gr. IV. 433：〈〉の記号は蔵田が補ったもの) また「理性的存在者はその本性上、目的自体、つまり単に手段としてのみ用いることは許されないものという特徴を持ち、その限りですべての選択意志を制限する」(Gr. IV. 428) という一節もある。

的自体」であり、各人はそれぞれ「目的自体」として扱われる権利、すなわち「決して単なる手段としてのみ用いられない」権利を持つということになる。

そして「尊厳」とはこのような権利の主体の価値である。つまり「尊厳」とは、「目的自体」、つまり道具化されではならないもの、手段化されではならないものの価値である。さらに「尊厳」という価値は、等価物を許さない価値、つまり市場で取引の対象とされることを許さないような価値である。<sup>4</sup>これは「尊厳」という価値が、他のものと交換可能な「モノー物件 Sache」としての価値を越えた、〈内的価値〉だということを意味している。<sup>5</sup>「尊厳」とは、「主観的目的」の価値とは無関係な「絶対的価値」(Gr. IV. 428) である。「絶対的」価値とは、「そのかわりに何か他のものを置くことはできないような価値」であり、「主観的目的」の価値、すなわち「(何らかの目的に対して)相対的な価値」つまり「何らかの目的を達成するための手段としての有効性という価値」ではない。

しかし注意しておかなければならないことは、カントは個々の「人格 (Person) の尊厳」は「〈人間性〉の尊厳」にもとづいていると考えていることである。<sup>6</sup>確かに『基礎づけ』のコメントールには、「人間の尊厳」を「人格」の尊厳としてのみ理解しているものが少なくない。<sup>7</sup>だがカントにとって「目的自体」となるのは各人格ではなく、実際には「各人格の内なる人間性」である。

4 「目的の国ではすべてのものが価格か尊厳をもつ。価格をもつものはそのかわりに何か他のものを等価物としておくことができる。それに対して、あらゆる価格を越えているもの、したがっていかなる等価物もゆるさないものは、尊厳をもつ。」(Gr. IV. 434 強調藏田)

5 「普遍的な人間の傾向性と欲求に関わるものは市場価値を持つ。(中略) しかし、そのもとでのみ何かが目的自体でありうる条件をなすものは、単に相対的価値、つまり価格だけをもつのではなく、内的価値、すなわち尊厳をもつ。」(Gr. IV. 434-5 強調藏田)。この場合の「内的価値」とは現代的に言えば、intrinsic value ということになるだろう。

6 人格 Person という語がいわば個体としての人間を意味するのに対して、人間性 Menschheit という語は類としての人間、あるいは人間という「普遍」を意味する概念だと考えることもできる。

カントの定言命法の第二方式は「汝の人格の内なる〈人間性〉も、他のあらゆる人格の内なる〈人間性〉も常に同時に目的として扱い、決して單なる手段としてのみ扱わないように行行為せよ」(Gr. IV. 429) というものである。このようにカントにとって守るべきもの、行為の「目的自体」として考えられなければならぬものは、基本的には「人格の内なる〈人間性〉(Menschheit)<sup>7</sup>」なのである。また「目的自体」として見なされるものが「人間性」である以上、「人間性」を持つものはすべて目的自体として尊重されることになる。同様に尊厳という価値も各人格の価値ではなく、「(目的自体としての) 人間性」の価値だと考えられる。『基礎づけ』では「道徳性と、道徳的であることができる限りでの人間性 (Menschheit)だけが、唯一尊厳をもつものである」(Gr. IV. 435、強調蔵田) と述べられている。この引用からもわかるように、カントは「尊厳」という価値を基本的には「人間性」の価値として考えていた。<sup>8</sup> よって「人間の尊厳」という価値は個々の人格に内在する普遍的な「人間性」

7 R. J. Sullivan “An introduction to Kant’s Ethics”, Cambridge University Press 1992, p. 140。またタイトルに *dignity* がついている以下の書でも、*dignity* は基本的には「人格」の *dignity* と考えられており、その形而上学的な意味づけについてはほとんど議論されていない。T. E. Hill ‘Dignity and Practical Reason’ Cornell University Press 1992

8 カント自身は *Menshlichkeit* という語は用いていない。本稿の「人間性」に対応するドイツ語は基本的には *Menschheit* である。

9 例えば『判断力批判』及び『道徳形而上学』においては、以下のような文の中で、「尊厳」という語が用いられている。「われわれの人格の内なる人間性の尊厳と人間の権利に対する尊敬」(KU V. 273) 「人間性そのものが尊厳である。なぜなら人は他の誰からも单なる手段として用いられてはならず、常に同時に目的として用いられなければならないが、まさにそのうちに彼の尊厳(人格性)があるのであり、それによって人間は、人間ではない、使用されうる他のすべての世界存在(Weltwesen)を、したがって他のすべての物件を越えている。」(MdS V. 462下線はいずれも蔵田による)。なお『宗教論』では、「人間性」という概念は全く別の意味で用いられている。人間性は生物であると同時に理性的存在者でもある人間という存在の性質として理解されており、責任の主体としての「人格性」と区別されている。だが『宗教論』における「人格性」という概念は『基礎づけ』における「人間性」という概念と重なる概念ではないように思われる。(Rel. VI. 26)

一人間であることの価値として理解されなければならない。

先に述べたように、人間の尊厳という概念は、個々人の権利の価値として理解されている。そしてその価値を担うのは、個々の人間に内在する「人間性」である。つまり「人間の尊厳」という価値は個々人の権利とは別の次元で考えられることになる。人間の尊厳という価値は個々の人格に内在する個別的な価値ではなく、すべての人間に備わる普遍的価値として考えられている。つまり人間の尊厳とは個々人の価値を超えた、「人間であること」の価値である。それは「〈生物学的な意味でのヒト〉であること」という意味を越えたものとしての「人間性」の価値である。そしてわれわれの種々の義務はこのような「人間の尊厳」、あるいは「人間性」の価値を守ることに帰着すると言ってよい。<sup>10</sup>

次にこの「人間性」の意味について、意志の自律との関連から考えてみたい。

### 3 意志の自律と人間性

カントは人間の尊厳という価値の根拠を、道徳法則に従って意志を規定する能力、つまり実践理性と、〈意志の自律の可能性〉に見ている。<sup>11</sup>人間の尊厳を人間の自由意志、あるいは「目的を設定する能力」に見る見解もあるが、<sup>12</sup>少なくとも『基礎づけ』の記述を読む限りでは、人間の尊厳の根拠が自由意志（目的を設定する能力）にあると考えることは困難である。

10 『道徳形而上学』では、自己に対する義務について以下のように述べられている。

「しかし道徳的存在としての自己自身に対する人間性の義務に関して言えば、そのような義務は、自己の人格の内なる人間性の尊厳と、意志の格率の一致という形式的なものの中にある」（MdS. VI. 420。強調蔵田）。

11 行為者は、欲求などを交えずに、純粹に義務のみを動機として行為するときには、「自己の尊厳」を感じることができるとされている。「純粹な道徳的動因が、人間に自らの尊厳を感じることを教える」（KpV.V. 152）「自らのすべての義務を遂行する人格に、崇高（Erhabenheit）と尊厳を考える」（Gr. IV. 440）。ただし、このような「自己の尊厳」は本稿で問題にする「人間一般の尊厳」とは次元の異なるものであるから、本稿の考察の対象からは除外する。

12 寺田俊郎「人間の絶対的な価値について——カントのいう「目的それ自体」に関する一考察——」『哲学論叢』第18号 1991 pp. 23–34（京都大学哲学論叢刊行会）など

「自ら与えたものでもある法則以外の法則には従わないような理性的存在者の尊厳」(Gr. IV. 434) 「しかしそれゆえに立法そのものが…尊厳、すなわち無条件的で、比較不可能な価値をもつ」(Gr. IV. 436)  
 「自律が人間とあらゆる理性的存在者の尊厳の根柢である。」(ibid.)  
 「他の自然的存在者に対する理性的存在者の尊厳（特権）は、自己自身の観点と、同時に他のあらゆる立法する者としての理性的存在者の観点から自らの格率を常に採用しなければならないということを伴う。」(Gr. IV. 438) いずれも強調藏田。

これらの引用からもわかるように、「尊厳」とは基本的には「普遍的自己立法」（普遍的に妥当する道徳法則ともなりうる格率を自らの格率として採用することを通じて、道徳法則を「立法」すること）の主体の価値である。尊厳という価値は「自ら与えた法則」、すなわち理性の自己立法によって生み出された法則だけに従う理性的存在者 (*das verünftige Wesen*、具体的には人間)、つまり「自律的な」意志の持ち主の価値である。したがって人間は自律的な意志の主体であることによって、すなわち自己立法によって与えられた道徳法則に従うことによって、「尊厳」を有するということになる。<sup>13</sup>

さらに自律的な意志とは、「あらゆる自然必然性から自由に」自己を規定する意志である。カントは『道徳形而上学の基礎づけ』の第三章で「純粹実践理性から自由を演繹すること」を試みている。<sup>14</sup>自由意志の可能性を認めない自然一元論的決定論者に対して、カントは「意志の自律」という形で意志の自由が可能であることを示そうとする。<sup>15</sup>自律的な意志とは行為者にとって内的

13 尊厳概念のこのような形而上学的な性格について言及した文献としては以下のものがある。Paul Guyer 'The Possibility of the Categorical Imperative' in P. Guyer (ed.) "Kant's Groundwork of the Metaphysics of Morals: Critical Essays" Rowman & Littlefield Publishers, p. 237

14 「自由」概念のこのような意味に関しては、拙稿「純粹実践理性からの自由の演繹－「道徳形而上学の基礎づけ」第三章でのカントの議論について－」(日本哲学会『哲学』第48号、1997、pp. 218–226)などを参照されたい。

な傾向性や欲求も含めた、あるゆる自然必然性から自由に、実践理性のみによって規定された意志である。カントはこのような意志のあり方、つまり意志の自律という形での自由（それは超越論的な自由でもある）に、あらゆる自然必然性から自由な人間のあり方を見て、そのあり方の価値を尊厳と呼んだと言つてよいだろう。

批判期のカントにとってまず批判するべきものは、自然一元論的な決定論・運命論であった。すべてが自然必然性によって因果的に決定されているとする立場では、人間の帰責性もほりくずされ、人間の帰責性と不可分である道徳そのものも不可能になってしまう。<sup>15</sup>そのため、自然必然性からの自由、つまり超越論的自由、あるいは宇宙論的な自由が可能であることを示すことが、批判期のカントにとっては最も重要な課題となり、それが純粹理性批判の第三アンチノミーの問題でもあった。カントはそれに対して『基礎づけ』及び『実践理性批判』での考察を通じて、「意志の自律」としての実践的自由を提起する。意志の自律、すなわち欲求や傾向性といった内的な自然からも自由な、理性のみによる意志の規定は、あらゆる自然必然性から自由になされる意志の規定である。カントはこのような形で自由を「演繹」することによって、意志の自律の主体である人間存在は、自然必然性のなすがままにされている他の存在者とは根本的に存在のありようが異なることを示したのである。

つまり「意志の自律」とは「自ら立法した、普遍的道徳法則ともなりうる法則に従う」ことであると同時に、「自己の欲求や傾向性を含めた自然必然性から自由に、理性のみによって、自らの意志を規定すること」である。カントが『基礎づけ』第二章で、あるいは規範倫理学的なコンテキストで議論する際に用いているのは、主に前者の「普遍的自己立法」としての自律概念である。一

15 これはある種の俗流スピノザ主義、つまり一元論的な決定論・運命論との対決ということでもある。

16 「自由に関する理論は所有者無き財産となり、運命論者が証拠を出してそれを占有してしまい、すべての道徳論を、その権限も無しに所有権を主張していた土地から追い払えるようになる」(Gr. IV. 456)

方カントの「批判哲学」のコンテキストでは（あるいは『基礎づけ』の第三章では）、<sup>17</sup>欲求や傾向性に打ち克ち、理性のみによって自然必然性から自由に、つまり「自律的に」意志が規定されていることが「自律」の基本的な意味となる。そしてカントは前者のみならず、後者にも尊厳という価値の根拠を見たと考えられる。

そしてカントは『基礎づけ』第二章前半の末尾で、「人間性の尊厳はまさに、（中略）普遍的に立法するという能力（Fähigkeit）の中にある」（Gr. IV. 440）と述べている。つまり「人間性」とは「すべての人間に備わる、普遍的立法を行うことができる素質」を含んでいる。つまり人間の尊厳という価値は、普遍的立法を行いうるという素質、つまり自律の可能性の中にある。

#### 4 善意志の価値

このような自律的な意志はカントが「善意志」と呼ぶものに重なる。人間の尊厳という価値は「無制限に善いと見なしうるもの」としての善意志の「絶対的な」価値を基礎としているとも考えられる。つまり人間の尊厳という価値はそのような善意志の主体でありうることに基づいていると言うこともできる。

『基礎づけ』第1章の冒頭で議論の対象にされている善意志とは「何か他の目的を達成するための手段としてではなく、それ自身で善い意志」である（Gr. IV. 396）。「それ自身で善い意志」である善意志は、行為の結果として得られる自己の快楽など、何か他の目的（善）の価値（いわば自然的価値）をその「善さ」の条件（Bedingung）とすることはない。すなわち善意志の「善さ」は、快楽や幸福等何か他の「善きもの」を得ることを可能にする手段としての「善さ」ではない。そのため善意志の善さは、「何か他の善きもの」の価

17 『道徳形而上学の基礎づけ』の第二章と第三章はそれぞれ同じ書の中の章ではあるが、その性格は根本的に異なっていると考えられる。第二章（及び第一章）が現代風に言えば規範倫理学的な問題関心のもとで、そして当時の思想的背景との関連では、特にイギリス道徳哲学やルソーを意識して書かれているのに対して、第三章は人間の能力、特に理性の批判的検討という意味での批判哲学の文脈で書かれている。

値に制約されることもない無制約的・無条件的 (unbedingt) で、「無制限の」 (ohne Einschränkung) 「善さ」なのである (vgl. IV. 393)。<sup>18</sup>つまり善意志とは、何らかの善さを条件とする行為を命じる仮言命法ではなく、「定言命法」をその格率とするような意志でもある。人間の尊厳とは、人間がこのようないい善意志の主体でありうることに基づいている。そして「人間性－人間であること」とは、人間がこのようないい善意志の主体となりうることでもある。カントはこのように普遍的道徳法則ともなりうる格率を自らの格率として採用し、それに従って行為するという人間の能力（実践理性）に善意志の道徳的価値を基づけている。

しかしこのように人間の能力に道徳的価値と、尊厳の価値を基礎づけることは「自然主義的誤謬」であるというムーアの批判もある。ムーアにとっては、このような形而上学的な形で道徳を基礎づけることもまた「自然主義的誤謬」であったのだ。だがこのようなムーアの批判は妥当なものではないと私は考える。<sup>19</sup>意志の自律、あるいは実践理性という能力と人間の尊厳という価値との関連はある種必然的な関連であり、後者の価値が前者に基づくというわけではない。あるいは、道徳的価値と人間の形而上学的な位置づけとの間に必然的な

18 善意志の「絶対的」価値に関する議論については、以下の著作に詳しい。Patrick AE. Hutchings “Kant on Absolute Value” George Allen & Unwin Ltd 1972。また善意志の価値に関する代表的な論文としては以下のものがある。久保元彦「道徳的なよさについて——『道徳形而上学の基礎づけ』第一章、第一及び第二段落の検討」同『カント研究』創文社1987, pp. 70–87。浜田義文「カントの〈善意志〉とは何か」浜田義文・牧野英二編『近世ドイツ哲学論考』法政大学出版会 1993, pp. 123–156。拙論「善意志の自律」『実践哲学研究』第14号（京都大学文学部倫理学研究室内実践哲学研究会），1991 pp. 31–49

19 G. E. Moore “Principia Ethica” Cambridge University Press 1993 (Revised Edition) pp. 179–180。ムーアによるカント批判については以下の文献に詳しい。Karl – Heinz Ilting ‘Der Naturalistische Fehlschluß bei Kant’ in M. Riedel (hrsg.) “Rehabilitierung der praktischen Philosophie” (Band I) Verlag Rombach, 1972s. 113–130。小熊勢記「善とは何か—ムーアとカントー」『カントの批判哲学－認識と行為－』京都女子大学1992, pp. 107–126

関連があることを見いだしたことがカントの功績の一つであると言ってもよいだろう。

## 5 類の価値としての「尊厳」

一方人間の尊厳という価値は、先に述べたように、個々の人格の価値に尽きるものではなく、類としての人類の価値でもある。つまり「人間の尊厳」という概念はただ単に道徳的に行行為する個々人の価値にとどまるものではなく、類としての人類がもつ普遍的価値、あるいは「人類（Menschheit）全体に備わる価値」である。そもそも「人間性（Menschheit）」とは「人間であること」であるから、人間性に備わる価値である「尊厳」が人類にとって普遍的な価値であることは言うまでもないことであろう。

そして人間の尊厳という価値の根拠となる、「人間性」Menschheit は種としての「人類」をも意味する。<sup>20</sup>「人間性」Menschheit とは生物学的な意味でのヒト、つまりホモ・サピエンスであることに付随するが、決してそのような生物学的な意味につきるものではない。カントにとって「人類」Menschheit とは生物学的な意味でのヒトの集合であるだけでなく、目的の国という道徳的共同体のメンバーをも意味している。

「人間の尊厳」という概念における「人間」を生物学的な「ホモ・サピエンス」に限定するなら、「人間の尊厳」の尊重とは「生物学的な意味でのヒトである生物個体を尊重すべし」ということ以上のことは意味していないことになる。だが尊厳を「普遍的自己立法の可能性」「自然必然性から自由な、理性のみによる意志の規定の可能性」「善意志の主体でありうること」といったことの価値として理解するのであれば、それは単なる生物学的事実以上のことを見

20 もっともそれはカントが（というよりも当時のドイツでは）「人間性」に対しても「人類」に対しても同じ Menschheit という語を用いているので、そのように理解されることは当然だとも言える。例えば「J.G. ヘルダー著『人類史の哲学考』についての論評」にはくりかえし Menschheit という語が用いられているが、言うまでもなくそれは「人類」の意味で用いられている。AGVIII. S. 43–66

味している。そして「尊厳」とは単に自律的な意志の主体である個々人の価値を意味するだけではない。確かに尊厳という価値の形而上学的な根拠は個々の人間が自律的な－自然必然性から自由な－意志の主体であることに存する。そして「人間性」とは、そのような個々の人間が自律的な意志の主体でありうるという、ある種の可能性のことである。しかしそのような「人間性」がもつ「尊厳」という価値は、「人間性」をもつもの、つまりすべての人間に備わる普遍的価値なのである。

また人間の尊厳を守るということは、道徳的価値へのある種のコミットメントであり、カントが問題にしたのは、まさにそのようなコミットメントのあり方である。それは道徳論を越えて、永遠平和論に至るカントの歴史哲学を要請することになる。具体的には自律の可能性という素質は、類において実現されるということである。「ある動物の類は理性を持つが、その成員すべては死んでしまうが類としては不死である、理性的存在者というクラスとして、自らの素質を完全に展開するに至る」(AG. VIII. 20)<sup>21</sup>。道徳性とその可能性を意味する「人間性」は、個々の人間においてではなく、類としての人類(Menschheit)全体において完全に展開される。人間はその不完全性ゆえに、道徳性を開花することはできず、現実の人間は絶えず欲求や傾向性によっても支配されることになる。<sup>22</sup>だがたとえ個々の人間が道徳性を開花し得ないとしても、「人間性」という理念は類としての人類において実現されることになる。「尊厳」とは人類全体（あるいは「目的の国」と呼ばれる道徳的共同体）の中で実現される価値だと言ってよい。

人間性(Menschheit)という概念はカントの歴史哲学との関連から考えるならば、それをある種の統制的理念として理解することもできるだろう。「人間性」と「人間の尊厳」は道徳判断と諸格率に体系的統一を与え、われわれの行為に道徳的な指針を与えるある種の統制的原理としても機能することになる

21 なお厳密に言えば、テキストのこの箇所は道徳性を問題にしているわけではない。

22 ここに「根本悪」と呼ばれる事態が生じる。

だろう。

\*カントの原典からの引用は、いずれもアカデミー版の巻数とページ数を示す。

またカントの著作の略号は以下のとおりである。

Gr : *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*

MdS : *Metaphysik der Sitten*

KpV : *Kritik der praktischen Vernunft*

KU : *Kritik der Urteilskraft*

Rel : *Religion innerhalb der bloß Vernunft*

AG : *Idee zur einer Allgemeine Geschichte in der weltbürgerlicher Absicht*

またカントからの引用はいずれも拙訳による。

※本稿は以下の二編の拙稿の続稿にあたるため、以下の二編の拙稿と内容が重複している箇所がある。

- ・「尊厳と目的自体—カント『道徳形而上学の基礎づけ』における二つの道徳的価値—」  
『論集』第九号（三重大学人文学部哲学・思想学系 教育学部哲学・倫理学教室）1999年、109～122頁
- ・「人間の尊厳を守る責任—カントとヒト胚の議論—」  
『日本カント研究5 カントと責任論』（日本カント協会編・理想社）、2004年、7～21頁

\*参考文献（注にあげられていないもののみ記す）

○『基礎づけ』のコメントール

稻葉稔『カント『道徳形而上学の基礎づけ』研究序説』創文社1983

H. J. ペイトン 杉田聰訳『定言命法』行路社 1986（原著 H. J. Paton “The Categorical Imperative”）

David Ross “Kant’s Ethical Theory” Oxford University Press 1954

R. J. Sullivan “Immanuel Kant’s Moral Theory” Cambridge University Press 1989

○その他の参考文献

- ・江黒忠彦「カントの教育哲学における人間性」帝京平成大学紀要 第14巻第1号 2002 pp.13-22
- ・田村一郎『ドイツ観念論における「自律思想」の展開』北海道大学図書刊行会 1989
- ・中島義道『悪について』岩波新書 2005
- ・中村博雄「カントにおける「人間性の尊厳」の形而上学的展開」ホセ・ヨンパルト教授古希祝賀『人間の尊厳と現代法理論』成文堂 2000 pp.193-212
- ・新田孝彦『カントと自由の問題』北海道大学図書刊行会 1993

- ・浜田義文『カント倫理学の成立』勁草書房 1981
- ・脇坂真弥「自由と法則－カントの道徳論を手がかりとして－」哲学研究（京都哲学会）第571号 2001 pp.81－106
  
- ・D. Henrich 'The Contexts of Autonomy : Some Presuppositions of the Comprehensibility of Human Rights' in his "Aesthetic Judgment and the Moral Image of the World : Studies in Kant" Stanford University Press 1992 pp.59－84